

第3節 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の改正（内閣府）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、平成20（2008）年6月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）が成立し、平成21（2009）年4月1日に施行されたが、その後、スマートフォンやアプリ・公衆無線LANなど、既存の携帯電話への措置では対応困難な機器・サービスの利用が急速に拡大し、フィルタリング利用率が伸び悩んでいる状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図ることを目的に平成30（2018）年2月1日、改正青少年インターネット環境整備法が施行された。

同法では、

- ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、契約の締結等をしようとするときは、あらかじめ、当該契約の相手方又は当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないこと（青少年確認義務）
- ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、契約の相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約の相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨及び青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等について、説明しなければならないこと（説明義務）
- ・携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして携帯電話端末等を販売する場合において、契約の相手方又は当該携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、その青少年の保護者がフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合を除き、当該携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じなければならないこと（フィルタリング有効化措置実施義務）
- ・インターネット接続機器の製造事業者は、フィルタリング容易化措置を講ずべきことを義務付ける規定の対象となる機器について、携帯電話端末及びPHS端末もその対象に含めること（フィルタリング利用容易化措置義務）
- ・OS開発事業者は、フィルタリング有効化措置及びフィルタリング容易化措置が円滑に講ぜられるように、OSを開発するよう努めなければならないこと（容易化措置円滑化の努力義務）

が新たな義務として規定された（第4-12図）。

なお、平成27（2015）年7月30日、この法律に基づく「青少年インターネット環境整備基本計画（第3次）」が子ども・若者育成支援推進本部で決定されているが、今後、見直しが予定されている（第4-13図）。

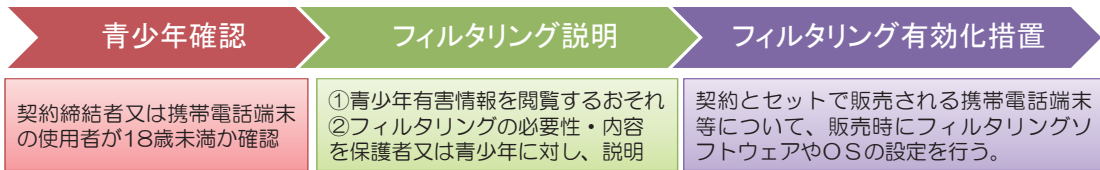
第4-12図 青少年インターネット環境整備法改正の概要

青少年インターネット環境整備法改正の概要

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷。こうした状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図るための法改正を行う。

1. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(携帯ISP)と契約代理店

新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、下記を義務付け



※ フィルタリング義務の対象機器を携帯電話端末だけでなく携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器に拡大

2. 携帯電話端末・PHS製造事業者

フィルタリングソフトウェアのプリインストール等
フィルタリング容易化措置を義務付け

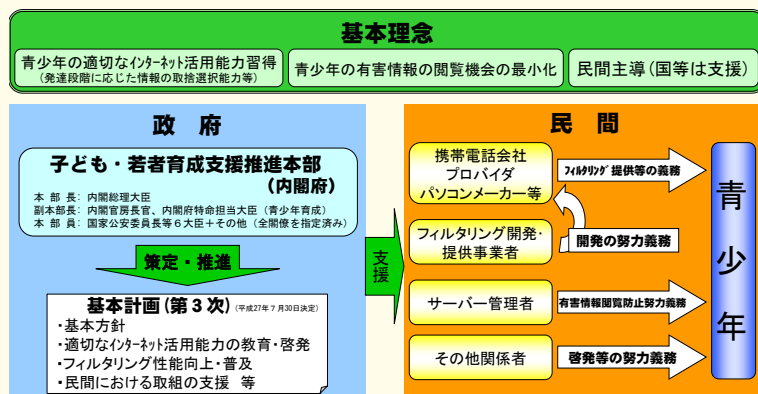
3. OS開発事業者

フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置
を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

(出典) 内閣府資料

第4-13図 青少年インターネット環境整備法の概要



(出典) 内閣府資料

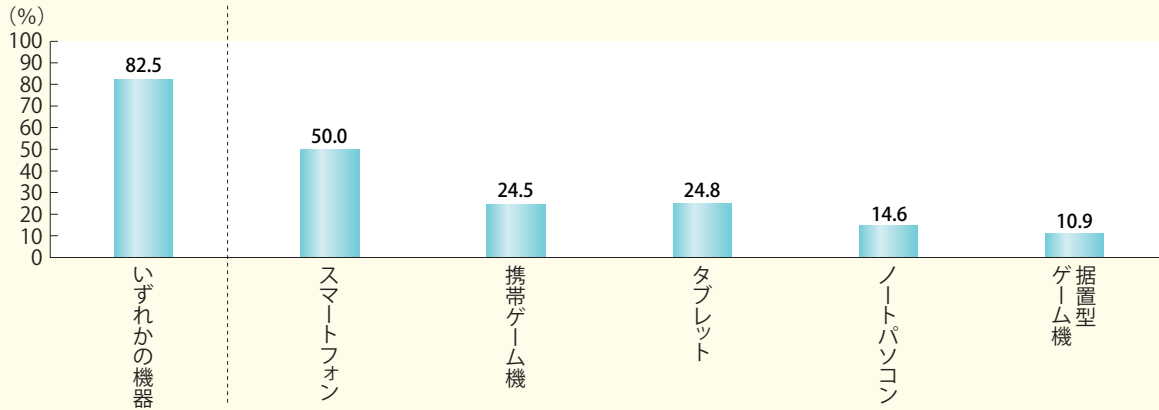
(1) 実態の把握 (内閣府)

内閣府は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証するとともに、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的として、青少年及びその保護者を対象とした「青少年のインターネッ

ト利用環境実態調査」(第4-14図、第4-15図、第4-16図、第4-17図、第4-18図)を実施している²⁴。

第4-14図 青少年のインターネット利用率(平成29年度)

◆青少年の82.5%が、いずれかの機器でインターネットを利用している。



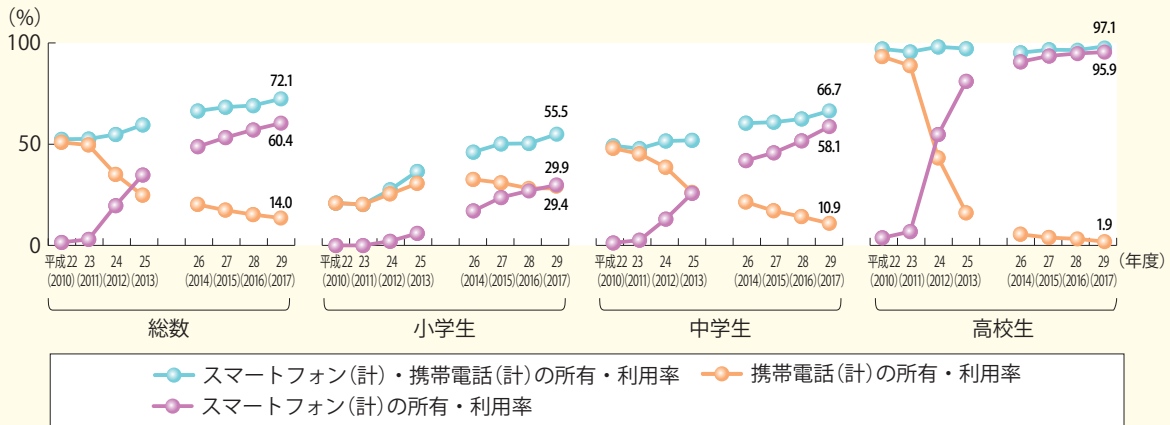
(出典) 内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」

- (注) 1. 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年(以下、第4-16図まで同じ)。
 2. 「いずれかの機器」はスマートフォン、いわゆる格安スマートフォン、機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン、携帯電話の契約が切れたスマートフォン、携帯電話、機能限定携帯電話や子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビのいずれかの機器。

第4-15図 青少年のスマートフォン・携帯電話の所有・利用状況

◆携帯電話の利用が減り、スマートフォンの利用が進む。

◆小学生は携帯電話(計)の所有・利用率とスマートフォン(計)の所有・利用率がほぼ同割合で推移。



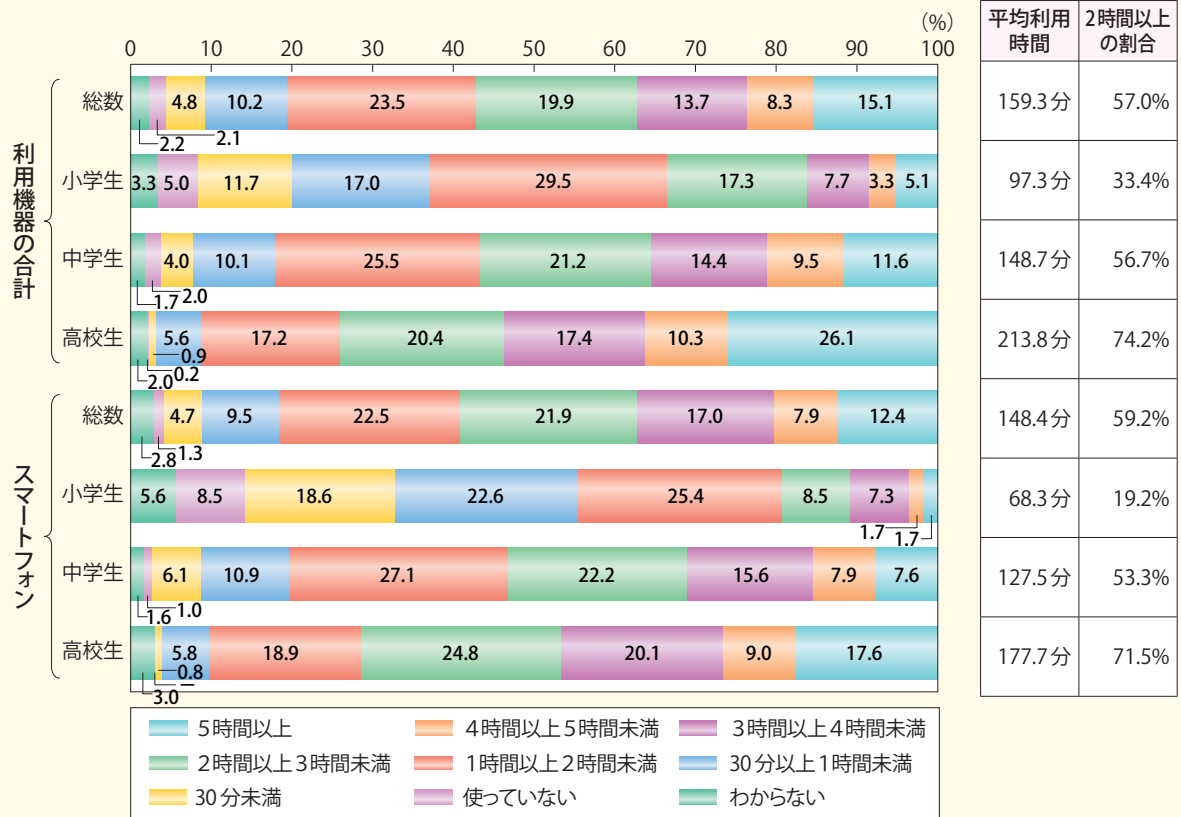
(出典) 内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」

- (注) 平成22年度～平成24年度の調査では、「スマートフォン」及び「携帯電話(2機種)」の「所有」について択一回答、平成25年度は、「スマートフォン(2機種)」及び「携帯電話(2機種)」の「所有」について択一回答、平成26年度～平成29年度の調査では、「スマートフォン(4機種)」及び「携帯電話(2機種)」の「利用」について複数回答。平成26年度より調査方法等を変更したため、平成25年度以前の調査結果と直接比較できない。

24 <http://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/index.html>

第4-16図 青少年のインターネットの利用時間（平日1日あたり）（平成29年度）

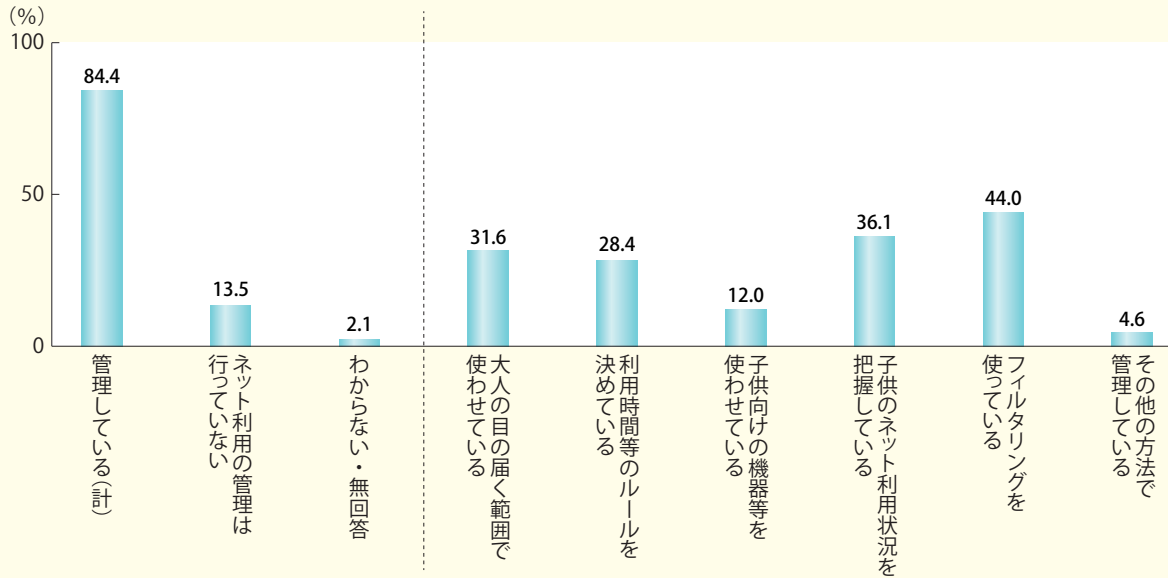
- ◆青少年のインターネットの平均利用時間は約159分。
- ◆学校種が上がるとともに長時間傾向。高校生では、26.1%が利用機器の合計で5時間以上インターネットを利用。



（出典）内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」

第4-17図 スマートフォンでインターネットを利用している青少年の保護者の取組（平成29年度）

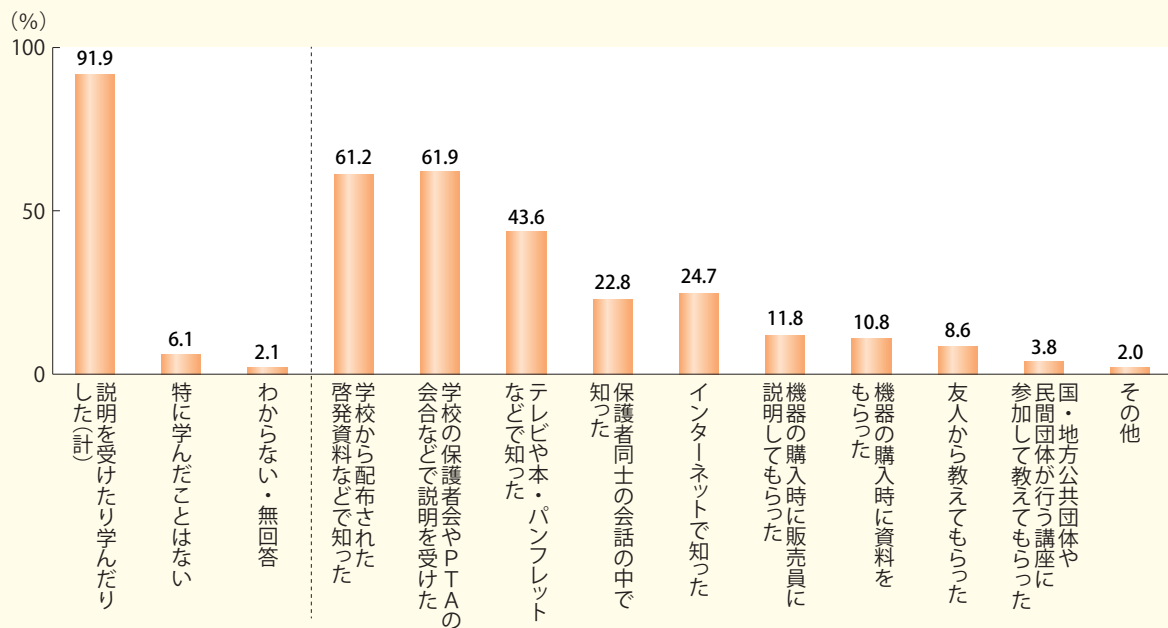
- ◆青少年がスマートフォンを利用する保護者のうち、84.4%がいずれかの方法で青少年のインターネット利用に関する取組を実施。
- ◆実施している取組は、「フィルタリングを使っている」（44.0%）、「子供のネット利用状況を把握している」（36.1%）が上位。



(出典) 内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」
 (注) 調査対象は、満10歳から満17歳までの青少年の保護者（第4-18図も同じ）。

第4-18図 保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験（平成29年度）

- ◆インターネットに関する啓発や学習の経験は、「学校の保護者会やPTAの会合などで説明を受けた」（61.9%）、「学校から配布された啓発資料などで知った」（61.2%）が上位。



(出典) 内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」